年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和８年 10 月８日答申分

○答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　３件

厚生年金保険関係　　３件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　１件

国 民 年 金 関 係　　１件

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600074 号
厚生局事案番号　：　九州（厚）第 2600015 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を平成 27 年７月 10 日は 15 万円、令和２年８月 11 日は 50 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 44 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年７月 10 日
②　令和２年８月 11 日

Ａ社から請求期間①及び②において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされている。

調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社が提出した請求者の請求期間①及び②に係る「賞与明細一覧表」と題する書面並びに同社の現金元帳及び振替伝票によると、請求者は、同社から請求期間①は 15 万円、請求期間②は 50 万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600075 号
厚生局事案番号　：　九州（厚）第 2600016 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を平成 27 年７月 10 日は６万 5,000 円、令和２年８月 11 日は 20 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年７月 10 日
②　令和２年８月 11 日

Ａ社から請求期間①及び②において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされている。

調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社が提出した請求者の請求期間①及び②に係る「賞与明細一覧表」と題する書面並びに同社の現金元帳及び振替伝票によると、請求者は、同社から請求期間①は６万 5,000 円、請求期間②は 20 万円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600076 号
厚生局事案番号　：　九州（厚）第 2600017 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を平成 27 年７月 10 日は 15 万円、令和２年８月 11 日は 33 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年７月 10 日及び令和２年８月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年７月 10 日
②　令和２年８月 11 日

Ａ社から請求期間①及び②において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされている。

調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社が提出した請求者の請求期間①及び②に係る「賞与明細一覧表」と題する書面並びに同社の現金元帳及び振替伝票によると、請求者は、同社から請求期間①は 15 万円、請求期間②は 33 万 1,000 円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したと回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　九州（受）第 2600084 号
厚生局事案番号　：　九州（国）第 2600005 号

第１　結論

平成 10 年４月から平成 11 年４月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 10 年４月から平成 11 年４月まで

私は、請求期間においては失業保険を受給しながら生活しており、経済的な余裕はなかったが、国民年金保険料を納付することは義務であると考えていたため、ある時はキャッシングしてまで毎月納期限までには外出した際に途中にあった郵便局か金融機関で納付していた記憶があるので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録によると、請求者に対しては、国民年金の記号番号（＊）が払い出され、現在は、当該番号は基礎年金番号（＊）に統合されていることが確認できる。

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した郵便局や金融機関の中で記憶しているのは、Ａ郵便局とＢ銀行Ｃ支店であると陳述しているところ、株式会社ゆうちょ銀行及びＢ銀行Ｃ支店は、いずれも資料の保存期間を経過しているため、請求期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない旨回答している。

また、請求者の請求期間当時の住所地であるＤ県Ｅ町と合併したＦ市は、請求者の国民年金保険料の納付について確認できる資料等はない旨回答している。

これらのことから、請求者が前述の番号で請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認することができない。

さらに、日本年金機構は、請求者の氏名（旧姓を含む。）と生年月日に基づき確認したが、請求者の国民年金の記号番号及び基礎年金番号のほかに番号はない旨回答しており、当局においても社会保険オンラインシステムにより請求者の旧姓及び名前を複数の読み方で検索したが、別の番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が別の番号により管理されていた事情もうかがえない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。